

全国

ぜんこく しぎかいじゅんぼう

平成18年(2006年) 9月15日 毎月3回5の日に発行

第1628号 定価1部20円

発行 全国市議会議長会 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 TEL 03(3262)5237 発行人 大竹 邦美 http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

平成17年

議員報酬の平均月額43・4万円

4年連続マイナス―本会調査

前号に引き続き、全国市議会議長会がまとめた平成17年12月31日現在の「市議会議員定数・報酬に関する調査結果」の報酬関係を見ると、全国778市のうち17年中に合併がなく1市複数報酬制度を適用していない552市の議員の平均報酬月額が43・4万円。前年平均と比べて0・5万円の減となっている。また、552市で17年中に議員報酬に変動があったのは61市。そのうち減額したのは43市で平均1・7万円の減。一方、増額したのは18市で平均8・9万円の増となっている。調査結果は8月31日付で全市に送付済み。

報酬調査は、平成17年12月31日現在の全国778市を対象に、各市議会の正副議長、議員等の報酬の支給状況などについてアンケートを行ったもの。調査結果は、17年中に合併があった223市と合併がなかった555市に分け、さらに555市のうち「1市複数報酬制度」を適用している3市と、適用していない552市に分けてまとめている。

全国778市の議員報酬の平均月額

全国778市(17年12月31日現在)の市議会議員の平均報酬月額が41・5万円、前年平均額(735市、42・4万円)と比べて0・9万円の減。同じく議長の平均は51・9万円、副議長の平均は45・7万円、比1・0万円の減となっている。

〈表1〉 全国778市の市議会議員の平均報酬月額

Table with 5 columns: 区分, 市数, 議長報酬(万円/月), 副議長報酬(万円/月), 議員報酬(万円/月). Rows include 合併なし, 合併あり (1回, 2回), and 全国平均.

注: 小数点第2位以下を四捨五入

〈表2〉 「552市」の人口段階別の平均報酬月額

Table with 4 main columns: 区分, 報酬月額(万円) (平成17年12月31日現在), 報酬月額(万円) (平成16年12月31日現在), 人口. Sub-columns include 市数, 議長, 副議長, 議員.

*市数欄の()内は、17年中に議員報酬に変動があった市の数

なお、全国778市のうち59市が、1市複数報酬制度を適用している(表1参照)。

「552」市の議員報酬の支給状況

17年中に合併がなく1市複数報酬制度を適用していない552市(以下、「552市」)の議員の報酬月額は平均43・4万円、前年比0・5万円の減。4年連続のマイナス。議長の平均は53・3万円、前年比0・4万円の減、副議長の平均は47・1万円、前年比0・9万円の減、議員の平均は45・7万円、前年比1・0万円の減となっている。

2面に続く

・4万円の減となっている(表2参照)。「552市」のうち17年中に議員報酬に変動(改正議員報酬条例に適用)があったのは61市(552市に占める割合は11・1%)で、変動した額の平均は1・4万円の増。変動の内訳は、減額したのが43市(同7・8%)で、平均1・7万円の減。増額したのは18市(同3・3%)で平均8・9万円の増となっている。

1面から続く

各委員長職への報酬の加算状況

17年中に合併がなく1市複数報酬制度を適用していない「552市」のうち、常任委員会の委員長職に報酬を加算しているのは151市(55%)で、平均加算額は1.6万円。議会運営委員会の委員長職への加算は147市(同

〈表3〉「552市」の各委員会の正副委員長職への報酬加算状況

区分	常任委員長	常副委員長	議会運営委員長	議会運営副委員長	特別委員長	特別副委員長
加算している市数(市)	151	56	147	53	48	32
「552市」に対する割合(%)	27.4	10.1	26.6	9.6	8.7	5.8
平均加算額(万円)	1.6	1.3	1.6	1.3	2.9	1.7

26.6%)で、平均加算額は1.6万円。特別委員会の委員長職への加算は48市(同8.7%)で、平均加算額は2.9万円となっている。参照。3参照。

合併市の報酬状況

17年中に合併があった「23市」の議員報酬の平均額は37.1万円、議長報酬の平均月額は48.5万円、副議長報酬の平均月額は42.0万円となっている。参照。なお、「223市」のうち56市では、合併前の旧市町村の議員報酬が、合併後も引き続き支給されている。

全市のデータは、本会ホームページに掲載。

標準会議規則等の改正案を協議

本会は9月4日、「地方自治法の一部改正に伴う標準市議会会議規則等検討会」(座長 加藤正美・藤沢市議会議務局長)を開催。「標準市議会会議規則」と「標準市議会委員会条例」の一部改正案について最終協議を行った。

分権推進法の制定など要望

自民党総務部会等合同会議

本会の国松会長ら地方六団体代表は8月30日、自由民主党本部で開かれた総務部会関係合同会議に出席、政府予算の概算要求に向け、地方交付税総額の確保など地方財政関係事項の要望を行った。



合同会議に出席する六団体代表。左端は国松会長

六団体を代表し、全国知事会の加戸守行・愛媛県知事は、地方分権推進法の早期制定、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革の実現、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な交付税総額の確保などを求めた。このほか合同会議では、基地関係団体が19年度基地関係対策予算の拡充等を要望。本会からは基地協議会の石川和夫会長(福生市議会議長)が出席した。

役員市事務局 会長会議を開催

全国市議会議長会は9月4日、正副会長・監事・部会長市で構成する役員市事務局会長会議を開催した。会議では、座長に会長市の加藤正美・藤沢市議会議務局長を選出。本会事務局から平成19年度本会予算の見通しについて説明するとともに、財



役員市局長会議の模様

政基盤検討委員会の下に設置された幹事会(本紙第1618・19号参照)の検討結果について報告した。同幹事会は8月25日、市町村合併の進展による市数の増加に伴い、各市負担金総額の収入増が見込まれることから、19年度以降の各市負担金について引き下げを含め見直すことなどを盛り込んだ負担金改正案を取りまとめている。改正案は、11月8日に開催の財政基盤検討委員会で協議される。

同検討会は、地方自治法の一部改正に伴い5月1日に設置されたもの。会長市の議会議務局長を座長とし、部会長市の議会議務局長で構成されている。

会議では、これまで協議を重ねてきた改正案と現行の会議規則等を対比し、最終的な取りまとめを行った。この結果、更に調整が必要な部

分については、座長に一任することとした。なお、最終的に取りまとめられた会議規則等は10月中旬も、全市へ送付する予定。

海自艇誤射事故で 緊急要請―基地協

全国市議会議長会基地協議会(会長 石川和夫・福生市

議会議長)は9月11日、「海上自衛隊ミサイル艇誤発射事故に係る緊急要請」を行った。

この緊急要請は9月5日、青森県むつ市の海上自衛隊大湊地方総監部に停泊中のミサイル艇から、20ミリ機関砲が陸地方向へ誤発射された事故の発生に伴い行われたもの。幸い人命に被害がなかったも

の近隣には民家等があり、一歩間違えれば大惨事になりかねない事故であった。そこで同協議会では、額賀

福志郎・防衛庁長官ら防衛庁幹部に対し、事故原因の究明を求めるとともに、再発防止に万全を尽くすよう求めた。当日は、石川会長と宮下順一郎・副会長(むつ市議会議長)が要請行動を行った。

本会各委員会での講演要旨

建設運輸委員会

前号に引き続き、7月中旬以降に開かれた本会の各委員会で行われた講演要旨を掲載します。

道路行政の現状と課題

国土交通省道路局企画課長

岡本 博氏

道路特定財源制度は、受益者である自動車利用者が道路整備費用を負担する制度。道路特定財源には、揮発油税や自動車重量税などの税目があり、それぞれ法に定められた本則税率が設けられている。

税率については現在、道路網を早急に整備するため、揮発油税では本則税率に対し2倍の暫定税率を課すなど、自動車利用者に重い負担をお願いしているところである。

同財源については昨年12月、政府・与党により「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が決定されている。この中で、同財源については一般財源化を図ることを前提に、本年の「歳入・歳出一体改革」で、納税者の理解を得

ながら具体案を得ることとされた。また、基本方針の内容については、本年7月に閣議決定された「骨太方針2006」に盛り込まれ、19年度予算編成へ向けた議論の中で、同財源について検討されることとされた。年内にも見直しに関する具体案が示されるものと考えている。



はないことを、ここで強調しておきたい。

自動車、石油業界など各界の反応も、道路特定財源の不合理な使途の見直しには「反対」。道路整備以外に転用するのであれば「暫定税率を廃止すべき」などの意見が出されている。

また、自動車利用者も約6割が道路の改良を希望し、特に生活道路の改良を最優先に進めてほしいとの結果が、日本自動車連盟(JAF)の「道路の満足度と今後のあり方に関するアンケート」で示されている。

このような状況下、本年6月、国土交通省では、「道路整備の中期ビジョン(案)」

を取りまとめた。

同ビジョンでは、道路をめぐる様々な問題の対応に当たり、中期的な道路整備目標を設定。整備目標を達成するために必要な事業費を試算したところ、維持・修繕・更新や事業中区間の残事業だけでも58兆円の事業費が必要との結論が導き出された。これらの事業費は、18年度道路整備予算規模5.9兆円を維持、確保したとしても概ね10年分に相当する事業量である。

本年末までには、真に必要な道路整備についての議論を行っていただき、今後の道路特定財源の使途などを決定していく必要があると考えている。

このうち中心市街地活性化法については、本年5月31日に改正法が成立し、6月7日に公布された。施行日は政令で定められることとなっており、8月下旬頃の施行を予定

している。

改正法施行後は、内閣総理大臣を本部長とした全閣僚で組織する「中心市街地活性化本部」を内閣に設置。基本方針策定、パブリックコメント募集、基本方針の本部決定と閣議決定を9月頃までに経

て、年内には第1号の基本計画の認定を実施したいと考えている。

基本計画は、基本方針に基づき市町村が作成。この基本計画の作成に当たっては、今回の法改正等により、主な記載事項に「都市福利整備事業」「住宅供給及び居住環境向上のための事業」などが追加された。病院や公民館、市民センター等の都市福利施設を都市中心部に設置し利便性の向上を図り、街なかへの住民の居住を促すことで、中心市街地が活性化されることを期待していることである。

同計画に盛り込むべき内容が拡充されたことに伴い、認定後に講じられる支援措置も、暮らし・にぎわい再生事業の創設、まちづくり交付金の拡充、中心市街地内への事業用資産の買換え特例の創設(所得税・法人税)中心

中心市街地活性化法等の施行

国土交通省都市・地域整備局
まちづくり推進課長

大藤 朗氏

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(以下「中心市街地活性化法」という)は、「都市計画法」と「大規模小売店舗立地法」と合わせ「まちづくり

三法」と呼ばれている。このうち中心市街地活性化法については、本年5月31日に改正法が成立し、6月7日に公布された。施行日は政令で定められることとなっており、8月下旬頃の施行を予定

している。

市街地整備推進機構の拡充

中心市街地共同住宅供給事業の創設、街なか居住ファンドの拡充、空き店舗への大型小売店舗出店の規制緩和、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の拡充、などによる制度強化が図られている。

なお、中心市街地活性化法による措置の対象となる中心市街地の要件は、①相当数の小売業者や都市機能が集積している②機能的な都市活動の確保または経済活力の維持に支障が認められる③都市機能の増進等を総合的に推進することが市町村や周辺地域の発展に有効かつ適切であること。ただし、大都市部や合併を実施した市町村等では、中心市街地が各市町村に

一か所とは限らないため、必要性和緊急性を勘案し順次認定することとなる。

今回の制度改正に当たっては、本年6月から7月にかけて、市町村の方々に向けた説明会を開催してきた。今後、順次、時期を見て説明会を開催する予定としているので、ご協力をお願いしたい。

(7月19日の建設運輸委員会での講演より)

地方行革の更なる推進を

総務省が新指針を通知

総務省は8月31日、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、各地方公共団体がこの指針に沿った一層の行革推進に努めるよう通知した。これは、地方自治法第252条の17の5の規定に基づき行われたもの。

同指針は、17年3月29日に「新地方行革指針」が策定された後、本年に入り「行政改革推進法」と「公共サービス改革法」の成立・施行や、骨太方針2006」が示されたことを受け、地方行革の更なる推進を図るため策定された。

今回の指針では、①総人件費②公共サービス③地方公会計 について、改革への取り組みを示している。

①の「総人件費改革」では、今後5年間で5・7%の国家公務員定員純減が図られることを踏まえ、地方公務員も同程度の純減を図るとともに、定員純減を2011年度まで継続するよう求めている。また、給与についても、公

民比較の較差算定方法を検証し、公民較差のより一層の精確な算定に努めるなど、地域民間給与との更なる反映に取り組みよう促している。

②の「公共サービス改革」では、事業の内容や性質に応じた仕分けを実施したうえで検討し、公共サービスの必要性や実施主体の総点検を行うよう要請。また、官民間で公共サービスを実施する者を入

札で決定する「市場化テスト」の活用を提案している。

③の「地方公会計改革」では、貸借対照表や行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備するとともに、未利用財産の売却促進等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定を求めている。

なお、これらの改革を進めるに当たっては、情報開示を徹底し、外部監査制度を有効活用するなど、住民監視の強化について積極的に取り組むべきとしている。

豪州・ニュージーランド 調査団 米国・カナダ 調査団 中国訪問団が出発

各国の市議会など訪問一本会

全国市議会議長会の平成18年度豪州・ニュージーランド都市行政調査団、米国・カナダ都市行政調査団、第28次中

国友好訪問団の一行は、それぞれ9月下旬から10月中旬にかけて出発する。

調査団と訪問団は、各国の市議会、関係機関や施設などを公式訪問し、地方自治制度や市議会の実情等を調査する。また、「高齢者福祉」「都市環境整備」などのテーマに沿った各都市の特色ある施策等について調査を行う予定。

各コースの日程と主な訪問先(予定)等は次のとおり。
【豪州・ニュージーランド都市行政調査団】
調査期間 平成18年9月27

第2回地域医療政策セミナー

全国自治体病院経営都市議会協議会は、加盟市議会・組合議会を対象に、自治体病院の制度・運営をはじめとした地域医療政策に関するセミナーを、下記のとおり開催いたします。

開催通知は8月21日付けで、当協議会加盟市・組合宛てに送付しております。

記

開催日時：平成18年10月30日(月) 13:00~16:30
開催場所：都市センターホテル 3階「コスモスホール」
(東京都千代田区平河町2-4-1)

講演内容：

1. 「PFIによる病院の維持管理・運営事業」
八尾市立病院事務局長 阪口 明善 氏
2. 「宮城県立病院の改革と課題」
宮城県病院事業管理者 久道 茂 氏

対象：全国自治体病院経営都市議会協議会の加盟市議会・組合議会の正副議長、議員、議会議務局職員、病院関連事務局職員等

参加費：無料(協議会加盟市以外は1人2,000円)
申込み：送付済の参加申込書にて

申込期限：9月29日(金)
問合せ：全国市議会議長会 担当：政務第二部

TEL 03 3262 5236 FAX 03 3263 5751

「議員年金制度改正のしおり」を送付

共済会

市議会議員共済会は、平成19年4月1日からの議員年金制度改正に当たり「議員年金制度改正のしおり」(A4版9頁)を作成しました。同冊子は共済会の全会員(議員)に配布するもので、9月13日付で各市議会議事局に一括送付しています。



議員年金制度改正のしおり